前橋市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに 伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

令和4年11月29日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに 伴う関係条例の整備に関する条例

(前橋市の公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部改正)

第1条 前橋市の公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例(昭和38年前橋 市条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

前橋市公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用する条例

本則中「公共下水道事業」の次に「及び農業集落排水事業」を加える。

(前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31年前橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表水道事業及び公共下水道事業運営審議会会長の項中「水道事業及び公共下水道事業運営審議会会長」を「水道事業等運営審議会会長」に改める。

(前橋市特別会計設置条例の一部改正)

第3条 前橋市特別会計設置条例(平成11年前橋市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「前橋市農業集落排水事業特別会計」を「前橋市農業集落排水事業会計」に改める。

(前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部改正)

第4条 前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例(昭和39年前橋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」の次に「及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)」を加え、同条第2項ただし書中「市長」を「市長等」に改める。

第3条第1項ただし書中「市長」を「市長等」に改める。

(前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 第5条 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例(昭和54年前橋市条 例第30号)の一部を次のように改正する。
  - 第2条第2項中「農業集落又は」を削り、同条第3項を削る。
  - 第4条各号を削り、同条に次の表を加える。

名 称	位 置
前橋市下川町住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57番地8
前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31番地10
前橋市新堀西住宅団地排水処理施設	前橋市新堀町318番地11

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

(前橋市農業集落排水事業分担金条例の一部改正)

- 第6条 前橋市農業集落排水事業分担金条例(平成11年前橋市条例第37号)の一部を次のように改正する。
  - 第2条第3号中「市長」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。
  - 第3条中「管理者」を「管理をしている者」に、「市長」を「管理者」に改める。
    - 第5条から第11条まで及び第12条第1項中「市長」を「管理者」に改める。 第13条中「市規則で」を「管理者が」に改める。

(前橋市道路占用料徴収条例の一部改正)

- 第7条 前橋市道路占用料徴収条例(昭和59年前橋市条例第11号)の一部を次のように改正する。
  - 第4条第6号中「並びに」を「及び」に、「及び下水道」を「、下水道等」に改める。

(前橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 前橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年前橋 市条例第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

前橋市水道事業等の設置等に関する条例

第1条の見出し中「及び公共下水道事業」を「、公共下水道事業及び農業集落排

水事業」に改め、同条中「、水道事業を」を「の水道事業」に、「するため、公共 下水道事業」を「し、市民の生活環境の改善を図るための公共下水道事業並びに農 業集落排水事業」に改める。

第2条第1項中「及び公共下水道事業」を「、公共下水道事業及び農業集落排水 事業」に改め、同条に次の1項を加える。

4 経営の基本となる農業集落排水事業の名称、処理区域、処理区域面積、処理人口及び1日当たりの処理能力は、次のとおりとする。

名	称	処理区域	処理区域面積	処理人口	1日当たり の処理能力
前橋市農落排水事		前橋市農業集落排水区域	1,509.9 ヘクタール	4万3,300人	1万2,91 1立方メート ル

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。 (前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例の一部改正)

第9条 前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例(平成17年前橋市条例 第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

前橋市水道事業等運営審議会条例

第1条中「及び公共下水道事業の」を「等(前橋市水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年前橋市条例第52号)第2条第1項に規定する水道事業等をいう。以下同じ。)の」に、「前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会」を「前橋市水道事業等運営審議会」に改める。

第2条第1号中「及び公共下水道事業」を「等」に改め、同条第2号中「及び公共下水道」を「並びに公共下水道及び農業集落排水処理施設」に改める。

第3条第2項第3号及び第4号中「又は公共下水道」を「、公共下水道又は農業 集落排水処理施設」に改める。

(前橋市水道事業給水条例の一部改正)

第10条 前橋市水道事業給水条例(平成5年前橋市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「前橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」を 「前橋市水道事業等の設置等に関する条例」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前橋市農業集落排水事業特別会計の令和4年度決算における歳入歳出差引残額、

同年度以前に生じた債務及び債権並びにその他資産は、前橋市農業集落排水事業会計に引き継ぐものとする。

3 この条例の施行の日の前日までに第6条の規定による改正前の前橋市農業集落排 水事業分担金条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為は、改正後の 前橋市農業集落排水事業分担金条例の規定により公営企業管理者がした処分、手 続その他の行為とみなす。